船員法等関連法令違反船舶所有者(令和6年度第2／四半期（令和6年7月～9月分））

公表年月日	船　名	船　種 又は 業　種	船舶所有者名	所 在 地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った主な理由	行政処分内容等 （条項等）	備考 （管轄局）
令和6年11月11日	星ヶ城	内航海運業	株式会社 ＮＹコーポレーション (2011501015962)	東京都 荒川区	令和6年7月26日	雇入契約の締結前の書面の未交付、給料その他の報酬の未払い等の違反事実を確認したため。	戒告 （船員法第32条第1項、第53条第2項等）	関東運輸局
	青雲丸 銀河丸	練習船	独立行政法人 海技教育機構 (6080005003150)	神奈川県 横浜市	令和6年9月9日	休息時間の分割及び救命艇手の資格等に関する違反事実を確認したため。	戒告 （船員法第65条の3第1項、第118条第2項等）	関東運輸局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。
なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。